

2020.02.21

■お名前 匿名希望

■内容

去年まで大学病院を有する国立大学大学院に通っていたものです。

自身は大学院での研究、大学病院での診療、外部でのバイトを掛け持つことは体力的に困難であったためバイトをすることができませんでした。診療内容としては雑用に毛が生えた程度のものでしたが大学病院にて医師として労働しておりました。大学での診療では、給料が得られず、バイトにも行けず、次第に経済的にひっ迫していき、退学せざるを得なくなりました。仮の話ですが、もしも大学での診療で報酬を少しでも得ていればそれを学費や生活費に充ててある程度研究がつづけられたのではないかと思います。

他の科に勤めていた大学院生のことを考えてみても学費を払っているにもかかわらず奉公の形で労働を半ば強制させられ給料が払われないという実態は理不尽であったように思います。自身の在籍していた大学病院の無給医に関する調査結果を見ると「合理的な理由あり」とあり、無給医の数はゼロ、とありました。私は、働くにあたって無給で構わないというような契約をしたとは記憶しておりませんし仮に契約がある場合であっても無給で労働させることは労働基準に反するのように思います。他の科で働いていた無給医は自分以上に献身的に働いていたにもかかわらず無給であり、非常に理不尽であるように感じました。知人が通っていた別の大学の調査結果を見ると無給医が多数所属していたことを大学側が認めていますが、それらの大学と「合理的理由あり」として無給医を認めない大学をとりまく環境、事情には合理的な差異があるとは思えません。後者のような大学が隠れ蓑としているのは大学の方針に沿って「合理的理由あり」と回答し無給医の存在を認めないことですが、実際には合理的理由など存在せず不当な労働が黙認され続けようとしています。「合理的理由あり」という方便を許さずに不当な労働を排する必要があると思います。しかし根が深いのは単に問題を大学病院だけに突きつけたとしても大学の経営はひっ迫しており大学病院の破綻を招くだけだということです。根本的な解決には国への働きかけが必要不可欠のように思います。失礼いたします。